

配偶者の同意得ず…東京地裁が初判断

夫婦の一方が相手の同意を得ずに子供と家を出る「連れ去り」を防ぐ法規制がないのは、国として許されるのか。子供と離れて暮らす親のう訴えた訴訟で東京地裁は1月、国に対する賠償請求は退けた一方、法規制が存在しないとして法の不備を認める初の司法判断を示した。ドメスティックバイオレンス(DV) 被告者が子供を連れ出すなどやむをえない例もあるが、国際機関からは法整備の勧告も相次いでおり、別居中の子育てのルールを巡る議論にも一石を投じた。

(村嶋和樹)

子供連れ去り

ミラー越しの面会

訴訟で原告となつたのは、配偶者から同意なく子供を連れ去られたとする男女14人。刑事・民事ともにこうした事態を抑止する法律が存在せず、国が法整備を長期間怠っていると主張。違法性を追及できないため、子供の養育を巡って不利な立場に置かれていたなどと訴えた。

裁判所で長女との面会交流は「2カ月に1回、2時間以内」との条件で認められたが、妻側に拒絶され、実現しない。妻が家を出てから、長女の姿を見ることがで

きたのは、マジックミラー越しの5分間だけだ。

三輪さんは「娘は今年、小学校に上がるが、性格どうりか好きなものも分からない」と話す。

原告の一人で大阪府に住む医師、三輪博志さん(54)によると、三輪さんは平成27年に結婚したが、妻の妊娠中に家事や家計のやり取りを巡って夫婦関係が悪化。妻は28年11月、生後2カ月の長女を連れ家を出た。その後、離婚訴訟を起した。妻が親権者と

誘拐罪適用は限定的

訴訟で主な争点となつたのは、三輪さんのケースのよう

「法の不備」波紋

に、一方の親が子供を無断で連れ去ることを防ぐ法規制はあるか? 法規制がない場合、憲法が保障する基本的人権の不當な制約に当たるか――など

DVから逃れる有効な手段でもあるとして「連れ去りを防ぐ規定を制定するのは相当だ。

法相の諮問機関である法制審議会の部会では現在、離婚後も双方の親に親権を認める共同親権の是非など離婚後の子育てのルールを見直す議論が進められている。連れ去りの法規定についても議論はないもの、別居する子供との面会交流のあり方など、こういった問題に直結する改善策が話し合われている。

一方で、子供の養育に関する権利は「権利であると同時に義務であり、憲法上の他の



して、法規制が存在しないこと自体は「合憲」と判断。法規制の必要性についても「国に共通認識が形成されていなかった」と結論づけた。

法制審議論に影響も

今回の地裁判決は、日本が国連や欧州連合などから複数回にわたり、子供の連れ去りに関する国際条約と国内法を整合させるよう勧告を受けていたことに言及。法整備の是非を巡る議論が必要との認定も示している。

被告である国側は、子供を連れ去ったのであれば、親で

は、脅迫や嘘を用いることを要件とする誘拐罪は、連れ去り行為の一部にしか適用できないと指摘。民事訴訟でも違法と評価する運用は定着していないこと、「立法不作為が認められる」と認定した。

原告側代理人の作花知志弁護士は「法制審の議論にも大きな影響を与える判決だ」と

子供の「連れ去り」の法規制を巡る訴訟の判決後に会見した原告の三輪博志さん=1月、東京・霞が関(宇都木涉撮影)